

那覇市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく  
施術所の届出済証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第9条の2第1項に規定する施術所の開設届出事項及び法第9条の3に規定する専ら出張のみの業務の届出事項に係る証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第9条の2第1項の規定により施術所開設の届出をした者は、保健所長に対し、施術所開設届出済証明書交付申請書(第1号様式)により施術所開設届出済証明書の交付を申請することができる。

2 法第9条の3の規定により専ら出張のみの業務の届出をした者は、保健所長に対し、出張業務従事届出済証明書交付申請書(第2号様式)により出張業務従事届出済証明書の交付を申請することができる。

(交付)

第3条 保健所長は、前条の申請書が提出された場合において、内容を審査したうえ、申請者に対し、施術所開設届出済証明書(第3号様式)又は出張業務従事届出済証明書(第4号様式)を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者  
(開設者) 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

施術所開設届出済証明書交付申請書

次のとおり施術所開設届出済証明書の交付を受けたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 9 条の 2 に規定する施術所の届出事項について届出済証を交付されるよう申請します。

1 施術所の名称	
2 開設の場所	
3 業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう
4 開設の年月日	年 月 日
5 申請目的	

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者  
(施術者) 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

出張専業業務開始届出済証明書交付申請書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 9 条の 3 に規定する専ら出張のみの業務の届出事項について届出済証を交付されるよう申請します。

1 施術者氏名	
2 業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう
3 申請目的	

第 年 月 号  
日

開設者  
(申請者) 住所  
氏名 様

那覇市保健所長 印

施術所開設届出済証明書

次のとおりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明する。

1 施術所の名称	
2 開設の場所	
3 開設者の氏名	
4 業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう
5 開設の年月日	年 月 日

第4号様式(第3条関係)

第 年 月 日  
年 月 日

施術者  
(申請者) 住所

氏名 様

那覇市保健所長 印

出張業務従事届出済証明書

次のとおりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の3に規定する専ら出張のみの業務の届出事項に相違ないことを証明する。

1 施術者氏名	
2 業務の種類	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゆう